

第3章 就学の助成

〔1〕奨学金

(平成29年度)

能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な高校生、大学生等に奨学金を支給し、有用な人材を育成することを目的として次のとおり奨学事業を行う。

なお、奨学金は、奨学基金及び小竹正剛奨学基金から生ずる利子及び利益金をもってこれにあてており（不足分については一般会計から充当）、本年度の支給限度額は、奨学基金分91,849千円及び小竹正剛奨学基金分8,977千円の合計100,826千円である。

1 奨学金の支給条件および支給

奨学金の支給を受ける者は、市民であって、次の条件を満たす者のうちから選定している（市民には、その親またはこれに代わるべき者が本市内に住所を有する者も含まれる）。

- ① 大学、高等専門学校、高等学校又は専修学校（2年制以上の専門課程および3年制以上の高等課程に限る。）に在学すること。
- ② 学資に乏しいこと。
- ③ 学業が優秀で性行が善良であること。

区分	種類	(平成29年度)	
		奨学資金	入学支度資金※1
大学（大学院含む）、短大、高等専門学校（4、5年及び専攻科）、専修学校（修業年限2年以上の専門課程）	国公立	月 6,000円	14,000円
	私立	月 9,000円	21,000円
高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部 ※2）、高等専門学校（1～3年）、専修学校（修業年限3年以上の高等課程）	国公立	月 5,000円	10,000円
	私立	月 8,000円	15,000円

※1 入学支度資金は1年生のみ対象。

※2 特別支援学校は、高校の内容に準ずる教育を行う学校。

2 奨学金の採用実績

区分	年度	年度							計
		昭和26～平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29		
大 学	志 願 者 数	14,645人	685	769	709	702	650	18,160	
	採 用 者 数	6,088人	258	267	256	260	258	7,387	
	採 用 率	42%	38%	35%	36%	37%	40%	41%	
高 校	志 願 者 数	26,093人	1,604	1,633	1,526	1,479	1,703	34,038	
	採 用 者 数	15,158人	1,044	1,040	1,029	1,040	1,046	20,357	
	採 用 率	58%	65%	64%	67%	70%	61%	60%	

〔2〕 就学奨励

1 就学援助

経済的理由によって、義務教育である小学校および中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行う。

(1) 就学援助費の支給内容(平成28年度)

(単位：円)

区 分	小学校	中学校	支 給 経 費 の 内 容
学用品費 通学用品費 校外活動費	1 年	24,560	各教科および特別活動に必要とされる学用品(実験、学習材料費を含む。)および通学のための通常必要とする上ばき、雨ぐつなどの通学用品の経費。学校行事としての校外活動(遠足など)に参加するための経費。
	2 年	26,790	
	3 年		
	4 年		
	5 年		
	6 年		
新入学児童生徒学用品費等	20,470	23,550	入学にあたって通常必要とする学用品および通学用品等。
体育実技用具等	柔 道	4,193	正課の体育(保健体育)の授業の実施に必要な体育実技用具。小学校にあつてはスキー又はスケート、中学校にあつては柔道又はスキーを行うために必要とする柔道着、スキー板、スケートなどの用具のいずれかを現物支給する。
	ス キ ー	23,461	
	ス ケ ー ト	0	
宿泊校外活動費	平均 2,294	平均 5,334	学校行事としての宿泊校外活動に参加する場合の経費で日数は小学校、中学校とも1泊2日。
修学旅行費	平均 19,365	平均 62,255	小学校または中学校でそれぞれ1回参加する修学旅行費。
通 学 費	平均 21,621	平均 26,984	最も経済的な通常の経路と方法によって通学する場合の交通費。(ただし、片道の通学距離は小学校4km、中学校6km以上、冬期間は小学校2km、中学校3km以上)

(2) 就学援助費の実施状況(平成27年度)

学 校 別	区 分	支 給 人 員 (人)	支 給 額 (千 円)
小 学 校	学用品費・通学用品費・校外活動費	13,489	194,264
	新入学児童生徒学用品費等	2,022	41,390
	体育実技用具費	3,963	62,997
	ス キ ー	-	0
	ス ケ ー ト	-	0
	宿泊校外活動費	2,186	4,998
	修学旅行費	3,022	58,480
中 学 校	通 学 費	133	3,208
	小 計	-	365,337
	学用品費・通学用品費・校外活動費	7,877	201,443
	新入学児童生徒学用品費等	2,513	59,181
	体育実技用具費	1,109	4,647
	柔 道	1,229	28,478
	ス キ ー	2,482	13,186
宿泊校外活動費	2,482	13,186	
修学旅行費	3,188	198,486	
通 学 費	204	6,876	
小 計	-	512,297	
合 計		-	877,634

(注) 支給人員率(学用品・通学用品費・校外活動費) 小学校 14.94% 中学校 17.39% 小中計 15.76%

2 学校給食費援助

就学援助の対象者に、学校給食に要する食費について必要な援助を行う。

(1) 学校給食費援助の実施計画(平成28年度)

区 分	人 員(人)	金 額(千円)
小 学 校	12,765	595,040
中 学 校	7,468	401,562
計	20,233	996,602

(2) 学校給食費の援助の実施状況(平成27年度)

区 分	人 員(人)	金 額(千円)
小 学 校	13,330	619,946
中 学 校	7,743	421,067
計	21,073	1,041,013

3 医療費援助

生活保護世帯の児童生徒、就学援助を受ける児童生徒が、伝染性または学習に支障を生ずるおそれのある疾病(学校病)にかかり、学校から治療の指示を受けたとき、その疾病の治療のために医療に要する費用について必要な援助を行う。

(1) 医療費援助の対象となる疾病(学校病)

トラコーマ、結膜炎、白せん、疥せん、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯および寄生虫病(虫卵保有含む)

(2) 医療費援助の実施状況(平成27年度及び平成28年度)

病名	小学校				中学校				合計		医療費1人当平均額(円)	
	要 準 要		要 保 護		要 保 護		準 要 保 護		治療人員(人)	医療費(円)		
	治療人員(人)	医療費(円)	治療人員(人)	医療費(円)	治療人員(人)	医療費(円)	治療人員(人)	医療費(円)				
トラコーマ	27 28	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
結膜炎	27 28	0 0	0 0	120 86	350,286 272,450	0 0	0 0	44 29	92,002 75,677	164 115	442,288 348,127	2,697 3,027
伝染性皮膚炎	27 28	0 0	0 0	26 25	22,688 77,413	0 0	0 0	1 7	7,185 26,298	27 32	29,873 103,711	1,106 3,241
中耳炎	27 28	1 2	4,090 10,284	385 223	2,975,833 1,736,492	1 0	14,650 0	49 21	242,763 461,331	436 246	3,237,336 2,208,107	7,425 8,976
慢性副鼻腔炎	27 28	5 4	240,771 227,980	871 634	7,038,223 5,611,223	3 2	275,300 223,550	213 148	1,380,883 1,615,222	1,092 788	8,935,177 7,677,975	8,182 9,744
アデノイド	27 28	0 0	0 0	16 4	127,591 18,423	0 0	0 0	2 1	12,615 9,615	18 5	140,206 28,038	7,789 5,608
う歯	27 28	50 52	1,127,560 1,138,685	3,568 3,415	25,282,048 21,918,657	15 18	534,310 593,840	1,073 1,069	9,011,682 7,708,918	4,706 4,554	35,955,600 31,360,100	7,640 6,886
寄生虫病	27 28	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
計	27 28	56 58	1,372,421 1,376,949	4,986 4,387	35,796,669 29,634,658	19 20	824,260 817,390	1,382 1,275	10,747,130 9,897,061	6,443 5,740	48,740,480 41,726,058	7,565 7,269

4 特別支援教育就学奨励

小学校および中学校の特別支援学級へ通学する児童生徒の保護者に対し、経済的負担の軽減と特別支援教育の振興を図るためその就学に必要な援助を行う。

(1) 奨励費の支給内容(平成29年度)

(単位：円)

区 分	学 年	小学校	中学校
学用品費・通学用品費	1 年 年	実費の1/2 (上限5,710)	実費の1/2 (上限11,160)
	2 年 年		
	3 年 年		
	4 年 年		
	5 年 年		
	6 年 年		
新入学児童生徒学用品費等		実費の1/2 (上限10,235)	実費の1/2 (上限11,775)
体育実技用具	柔 道	—	実費の1/2 (上限3,755)
	ス キ ー	実費の1/2 (上限13,010)	実費の1/2 (上限18,670)
	ス ケ ー ト	実費の1/2 (上限5,795)	実費の1/2 (上限5,795)
修学旅行費		平均 8,795	平均 27,902
通学に要する交通費		平均 6,164	平均 16,619
職場実習交通費		—	平均 1,275
校外活動費(宿泊なし)		上限 775	上限 1,120
校外活動費(宿泊あり)		上限 1,785	上限 3,005
給食費		平均 23,519	平均 26,839

(2) 奨励費の支給状況(平成28年度)

	区 分	支給人員	支給額
小 学 校	学用品費	人	千円
	通学用品費		
	校外活動費		
	新入学児童生徒学用品費等		
	修学旅行費		
	通学に要する交通費		
	体育実技用具費		
	校外活動費(宿泊を伴う)		
	給食費		
	小 計		
中 学 校	学用品費	人	千円
	通学用品費		
	校外活動費		
	新入学児童生徒学用品費等		
	修学旅行費		
	通学に要する交通費		
	職場実習交通費		
	体育実技用具費		
	校外活動費(宿泊を伴う)		
	給食費		
小 計	—	24,304	
合計	—	52,486	

備考1 校外活動費は、児童生徒が学校行事として校外活動に参加するために直接必要な交通費および見学科である。

2 職場実習交通費、通級交通費、通学交通費以外は実費の1/2を助成する。ただし、上限を上記のとおり設けている。

備考1 弱視、難聴、言語障害などの児童生徒で特別支援学級に通級している者については、その通級に係る交通費を「通学に要する交通費」として支給の対象とした。